

図 世帯の要件

世帯の要件

下記の世帯状況のいずれかに該当する世帯

◆ 世帯全員が満75歳以上の世帯

※令和4年3月31日までに世帯全員が満75歳以上となる世帯を含みます。

◆ 次の障害者（児）のいる世帯

世帯員の中に、次のいずれかの手帳を持つ障害者（児）がいる世帯  
 ア 身体障害者手帳1級または2級    イ 療育手帳A  
 ウ 精神障害者保健福祉手帳1級

◆ 18歳以下の子どもを扶養しているひとり親医療費受給世帯

※ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けていて、平成15年4月2日以降に生まれた子を扶養している世帯。

対象となる要件

次の①～③すべてに該当する世帯

① 住所の要件

令和3年12月1日現在帯広市に住所があり、引き続き自宅に居住している世帯

※ただし、対象となる高齢者、障害者（児）、子の全員が施設・病院などに入所・長期入院している世帯を除きます。

② 非課税の要件

世帯の全員が、令和3年度市町村民税非課税である世帯  
 ※ただし、生活保護費を受給している世帯を除きます。

③ 所得の要件

世帯全員の令和2年中の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が、次の限度額以下の世帯

◎1人世帯の場合→80万円以下    ◎2人世帯の場合→160万円以下

◎3人以上の世帯→160万円に、1人につき40万円を加算した金額以下

※遺族年金や障害年金は課税年金収入額に含みません。

〈申請が不要な人〉

支給対象者

- ・令和3年9月分の児童手当を帯広市から受給した人
- ・令和3年10月分の児童扶養手当認定者

いずれも、令和3年12月24日(金)に支給済みです。

〈申請が必要な人〉

支給対象者



①～③のいずれかに該当し、児童の主たる生計維持者の所得が児童手当所得制限限度額未満の人

①令和3年9月分の児童手当を職場から受給した公務員

②申請が不要な人に該当せず、令和3年9月30日時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童を養育している保護者

③令和3年9月1日から令和4年3月31日までに出生した児童を養育している保護者（公務員）

※公務員以外は、児童の出生から3カ月以内に支給（申請不要）

申請方法

郵送またはこども課窓口で申請を受け付けています。申請方法などの詳細は、市ホームページを確認してください。

なお、該当の可能性のある人へ令和3年12月24日(金)～28日(火)に申請書を送付済みです。

申請期限 令和4年3月31日(木) (必着)



市ホームページ▶



「灯油代支援給付金」の申請をお忘れなく

市民税非課税世帯などへ5000円を支給

問い合わせ・申請先 地域福祉課（〒080・8670 西5条南7丁目1番地、市庁舎3階、☎65・4146）

厳寒期における灯油価格の高騰に対する特別対策として、一定の要件を満たす市民税非課税世帯（左図）に対し、5000円を支給します。期限までに申請がないと支給できませんので、必要書類をそろえて申請してください。

申請手続きの流れ

①市から対象と思われる世帯へ申請書を郵送【1月7日(金) 発送済み】

※要件を満たしているのに、お手元に申請書が届いていない場合は、問い合わせください。なお、地域福祉課窓口でも申請書を配布しています。

②必要書類をそろえて、郵送または直接、地域福祉課に申請【申請期限3月31日(木)、当日消印有効】

※感染症対策のため、郵送での申請にご協力ください。

必要書類

- 1 申請書
- 2 灯油を10リットル以上購入（令和3年12月以降）したことが分かる納品伝票、領収書などの写し
- 3 給付金の振込先（金融機関、支店、口座種別、口座名義人、口座番号）が分かる通帳などの写し

③申請書などを受理後、不備がない場合、おおむね2～3週間で給付



子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

児童1人当たり10万円

問い合わせ・申請先 こども課（〒080・8670 西5条南7丁目1番地、市庁舎3階、☎65・4160）

平成15年4月2日以降に生まれた子どもがいる世帯へ児童1人当たり10万円を支給

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金を支給しています。

対象者や支給額などは、左記の通りです。詳細は、市ホームページをご確認ください。

市ホームページID.1010499

住民税非課税世帯を対象とした「子育て世帯生活支援給付金（児童1人当たり5万円）」の申請期限は、2月28日(月)です。詳細は、市ホームページをご確認ください。市ホームページID.1008630、1008785



詐欺にご注意を！

市職員をかたった電話や訪問による「個人情報」「通帳・キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にお気を付けください。



- ※市や内閣府がATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- ※本給付金を支給するために手数料を求めることは絶対にありません。